

令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託募集要領

令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1. 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託

(以下、「本委託業務」という。)

(2) 委託業務の目的

本市の3D都市モデルを活用し、古賀駅周辺をよりリアルに再現しつつ、情報発信や意見交換を行えるようにすることで、住民の利便性を向上し、古賀駅周辺の魅力向上と住民の満足度向上を図ることを目的とする。

(3) 委託業務の内容

別添「令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託」特記仕様書のとおり（以下、「特記仕様書」という。）

※仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後に提案等受ける中で変更する可能性がある。

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託金額の上限

8,490千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

2. 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていかなければならない。

なお、提出書類又は参加表明書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

(1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）

第3条に規定する令和5年・6年度古賀市競争入札参加資格者名簿「測量コンサルタント」の「建設コンサルタント」に登録されている者、又は「物品・役務」の「その他役務」に登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2

項に規定する者に該当しないこと。

- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 参加表明者の業務実績等に関する要件
 - 3D都市モデルを活用した又はこれに類似・関連する技術と実務経験を有した技術者を配置し得ること。
※共同企業体での実績については、代表企業における実績のみを対象とする。
- (7) 本委託業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができるものであること。

3. 応募手続等

(1) 参加表明書類の提出

以下①～④の書類を順に1部を提出すること。

- ①参加表明書（様式第2号）
- ②事業者の概要（様式第3号）
- ③業務実績調書（様式第4号）（※）
- ④技術者調書（様式第5号）

※業務内容が分かる資料及び契約書の写し等を添付すること。

(2) 企画提案書類の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出すること。

提出書類名	様式	提出部数	
		正本	副本
企画提案書類	様式第6号	1	6
	任意様式	1	6
見積書(積算内訳書を含む)	任意様式	1	6

(3) 企画提案書類の留意事項

○企画提案書類（様式第6号、任意様式）

- ・企画提案書類はA4判カラー印刷とし、片面印刷とすること。
- ・企画提案書類は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数の制限は設けない。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。
- ・下記の提案課題に沿った企画提案書類を作成すること。

- ・PDF データを CD-R または DVD-R 1 枚にて提出のこと

※ファイル名は任意とするが、社名の一部を入れ判別しやすくすること。

○見積書（任意様式）

内訳書を含めて税込み金額を記載すること。

4. 提案課題について

（1）提案課題

以下の①から③のテーマについて企画提案書類に記述すること。

- ① 都市空間デジタル情報基盤の更新方法
- ② 情報発信・意見交換アプリケーションの開発又は導入内容
- ③ ワークショップの企画内容

5. 提出方法等

（1）提出期限

ア 参加表明書類（様式第 2 号～ 5 号）

令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 4 時必着

イ 企画提案書類（様式第 6 号、任意様式、見積書）

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 4 時必着

（2）提出先及び提出方法

郵送又は持参。持参する場合の受付時間は、平日午前 9 時から午後 4 時までとする。

（3）提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 4 時までに質問書（様式第 1 号）で、担当部局宛てに電子メールにより提出すること。

イ 質疑に対する回答

すべての質疑及び回答については、参加申込書を提出したすべての者に対し令和 7 年 4 月 14 日（月）に電子メールにて行うものとする。

なお、回答は、本要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

（4）参加表明後の辞退

本提案募集について参加表明書類を提出後に辞退をする場合は辞退届（様式第 7 号）で辞退理由を記載の上、担当部局宛てに電子メールにより提出すること。

（5）担当部局（書類提出先）

古賀駅周辺開発推進課（担当：近藤、吉田）

〒 811-3192 福岡県古賀市駅東 1 丁目 1-1

TEL : 092-405-3107

6. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

「令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託公募型プロポーザル方式審査会設置要領」に基づく審査会において、同要領及び「令和7年度古賀市都市空間情報デジタル基盤更新等業務委託募集要領」(以下、「募集要領」という。)に基づく審査を行って受託候補者を選定する。

まず、審査会は、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書に基づき、参加資格の確認を行い、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）から提出された提出書類に基づき書類審査を行う。書類審査にて合格したものののみヒアリング審査を実施し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者について、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められないものとし、受託候補者として選定しない。このほか、本委託業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがある。ヒアリング審査では、参加有資格者が提出する企画提案書について、対象者によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。

(2) 書類審査

参加有資格者が提出する参加表明書類および企画提案書類について書類審査を行う。書類審査については、全ての提出書類が募集要領の要件を満たしているかについて審査を行うものとする。

(3) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(4) ヒアリング審査

書類審査にて合格となった参加有資格者を対象に、提案内容の確認や補足説明を受けることを目的として、企画提案書類の内容をもとにヒアリング審査を実施する。

ヒアリング審査は、令和7年5月中旬を予定として実施する。なお、ヒアリング審査の実施の順番（事務局にて厳正に抽選し、決定する。）を含めた日時や場所の詳細については、企画提案書類提出期限後速やかに、すべての応募者に通知する。

- ・実施日：令和7年5月所定日（予定）（該当者には別途メールにて通知）
- ・会場：未定（該当者には別途メールにて通知）
- ・時間配分：説明15分、質疑応答15分（予定）
- ・内容：企画提案書類に基づく提案内容の説明
- ・留意事項
 - ヒアリング審査は、本市において定められた評価基準に基づく評価項目表をもとに審査する。
 - 市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（P C等を含む）は、提案者において準備すること。

(5) 選定結果の通知

- ・審査の結果については、令和7年5月下旬頃（予定）にプレゼンテーションを行った参加有資格者にのみ文書で通知する。
- ・書類審査、ヒアリング審査ともに、審査に対する異議の申立ては受け付けない。

7. 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する委託仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結することとする。

(1) 契約内容

契約内容は、企画提案書類に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に取り扱わなければならない。

9. スケジュール

項目	日 時
公募開始	令和7年 4月 1日（火）
参加表明書提出期間	令和7年 4月 1日（火）から 令和7年 4月 7日（月）午後4時まで
質問書受付期間	令和7年 4月 1日（火）から 令和7年 4月 10日（木）午後4時まで
質問回答日	令和7年 4月 14日（月）
企画提案書提出期間	令和7年 4月 1日（火）から 令和7年 5月 7日（水）午後4時まで
書類審査結果の通知（予定）	令和7年 5月 14日（水）まで
プレゼンテーション	令和7年 5月 中旬（予定）

受託候補者選定結果通知	令和7年 5月 下旬（予定）
契約締結	令和7年 6月 初旬（予定）

10. 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本実施要領2.に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消すものとする。

(2) 提出書類について

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 提出期限以後の提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めない。
- オ 提出書類については、応募者に無断で、本委託業務の受託候補者の選定以外の目的で使用しない。

(3) 失格事項について

参加申込書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・本実施要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- ・提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- ・提出書類又はプレゼンテーションにおいて、虚偽の記載、提案があった場合
- ・審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- ・契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- ・前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(4) 選定結果の公表について

プレゼンテーションを行った者及び評価点について選定結果がわかる情報を古賀市ホームページにて公表する。

評価基準

評価項目	評価基準		評価点	
的確性	仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がなされているか	20点		
	着眼点、問題点、解決方法等が的確かつ理論的に整理されているか			
実現性	提案内容に説得力があり、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか		20点	
	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか			
独創性	知見を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか		20点	
	新規性、独創性の高い提案がなされているか			
実施方法 ・実施スケジュール	実施項目・実施手法が明確であるか	5点		
	実施スケジュールを適切に実行する根拠(人員・手順等)が示されているか	5点		
実施体制	業務実施体制	円滑な業務遂行のための人員体制が組まれており、経験や知見があるか	5点	
		関係者間の調整、要望に迅速・柔軟に対応できるか		
	同類又は類似実績、知見・専門性等	幅広い知見・ネットワークを有し、優れた情報収集能力を持っているか	5点	
		過去に同様の業務を実施したことがあるか		
	経理処理能力	事業遂行のための経理基盤・経理処理能力を有しているか	5点	
その他	市内業者	古賀市内に、本店、支店又は営業所を有する者であるか	5点	
価格		満点(10点) × (提案価格のうち最低価格／自社の提案価格)	10点	
合計			100点	